

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日 平成 26 年 9 月 29 日

2. 認定事業者名 株式会社東京都民銀行、株式会社八千代銀行

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行は、首都圏におけるこれからの地域金融を巡る経営環境が、ますます厳しさを増していくことが想定される中、両行の経営資源を結集し、首都東京に基盤を置く新たな地域金融グループ（以下、「新金融グループ」という。）を形成することが、両行が地盤とする東京都及び神奈川県北東部における地域金融機能の強化に資する有力な経営上の選択肢であるとの共通認識に至り、平成 26 年 10 月 1 日に共同株式移転により持株会社「株式会社東京 T Y フィナンシャルグループ」を設立し、経営統合することとしている。

両行は、新金融グループのもと、高度なコンサルティング機能の共有、お客様のニーズに対応した商品・サービスの開発、地公体等との更なる連携強化、重複業務の一体運営等を推進し、お客さま満足度の向上、競争力の向上、経営の効率化等による企業価値の向上を通じ、地域社会に貢献していくことを事業再編に係る事業の目標としている。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

平成 29 年 3 月期には平成 26 年 3 月期との比較において、従業員 1 人当たり付加価値額を 6.1%（東京都民銀行及び八千代銀行合算）向上させることを見込んでいる。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 対象となる事業

地域小規模・中小・中堅企業取引及び個人取引

（選定理由）

東京都民銀行及び八千代銀行は、今後、東京都及び神奈川県北東部を主要な営業エリアとする地域金融機関として、両行の従来からの関係を活かし、更なる競争の激化等経営環境の変化に対応していくため、経営統合を行うこととしている。

経営統合により、①新たなビジネスモデルの確立による競争力の向上、②中小企業及び個人等に対する高度な金融サービス機能及び安定的資金供給機能の発揮を通じた地域貢献度の向上、③行員のモチベーションの向上と一体感を持って成長戦略にチャレンジする組織態勢の構築を図り、企業価値の更なる向上を目指していくこととしている。

② 実施する事業構造の変更と分野又は方式の変更

東京都民銀行及び八千代銀行が共同株式移転により持株会社を設立し、両行が持株会社の完全子会社となる形態で経営統合を行い、お客さま満足度の向上、競争力の向上、経営の効率化等による企業価値の向上を図る。

なお、経営統合により、両行の強みやノウハウ等を活用することで今まで以上にお客さまのニーズに対応したコンサルティング機能や商品・サービスの提供が可能となるなど、従来の単独行では為し得なかった営業基盤の拡充を目指していることから、当該事業再編による生産性の向上は、当該事業分野において持続的なものと見込まれる。

また、両行は経営統合後、重複店舗等の共有・共同化の検討を行うなど、経営資源の最適化を図る予定であり、当該事業分野における過剰供給構造が懸念されるものではなく、さらに不当な手数料の引き上げ等を目指すものではないことから一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

(事業構造の変更)

・ 共同株式移転による持株会社設立

東京都民銀行及び八千代銀行は、共同株式移転により持株会社である株式会社東京TYフィナンシャルグループを設立し、その傘下に入る。

<新設会社>

名称：株式会社東京TYフィナンシャルグループ

住所：東京都新宿区新宿五丁目9番2号

代表者の氏名：代表取締役会長 酒井 勲

代表取締役社長 柿崎 昭裕

設立日：平成26年10月1日

資本金：20,000,000,000円

<株式移転を行う会社>

名称：株式会社東京都民銀行

住所：東京都港区六本木二丁目3番11号

代表者の氏名：取締役頭取 柿崎 昭裕

資本金：48,120,552,230円

<株式移転を行う会社>

名称：株式会社八千代銀行

住所：東京都新宿区新宿五丁目9番2号

代表者の氏名：取締役頭取 酒井 勲

資本金：43,734,856,500円

<株式移転比率>

0.37（東京都民銀行）：1（八千代銀行）

(事業の分野又は方式の変更)

経営統合により、東京都及び神奈川県北東部を中心とした両行の営業エリアにおいて、ビジネスマッチング等による商流の形成、両行の強みやノウハウを活用できる地域への新規拠点・店舗の開設、今まで以上にお客さまのニーズに対応した商品・サービスの提供など、同地域に根ざした金融グループとして、従来の単独行では為し得なかった営業基盤の拡充を実現していく。

また、地域のお客さまに対し、グループ一体となって融資を始めとした金融サービスを提供するほかに、地公体や商工会議所等の経済団体等との連携やCSR活動の

共同実施等により、今まで以上に地域金融機能の拡充に向けた取組みを強化する。

更に、両行の本部機能や事務機能の共通化等の経営の効率化に取り組むとともに、経営資源を最適に配分することで、グループの経営基盤を強化し、持続的な成長を成し遂げることができる経営体制を構築していく。

こうした取組みを通じ、平成 29 年 3 月期のコア業務粗利益 1 円単位の経費を、平成 26 年 3 月期に比べて 5.3%低減（東京都民銀行及び八千代銀行合算）させることを見込んでいる。

(2) 事業再編を行う場所の住所

株式会社 東京都民銀行 : 東京都港区六本木二丁目 3 番 11 号
株式会社 八千代銀行 : 東京都新宿区新宿五丁目 9 番 2 号
株式会社 東京 T Y フィナンシャルグループ : 東京都新宿区新宿五丁目 9 番 2 号
(平成 26 年 10 月 1 日設立予定)

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

該当なし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期 : 平成 26 年 10 月

終了時期 : 平成 29 年 3 月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数【平成 26 年 3 月末実績】

両行合算 3, 1 1 0 人
株式会社 東京都民銀行 1, 4 8 7 人
株式会社 八千代銀行 1, 6 2 3 人

(2) 事業再編の終了時期の従業員数【平成 29 年 3 月末計画】

株式会社 東京 T Y フィナンシャルグループ 1 1 8 人
株式会社 東京都民銀行 1, 4 0 4 人
株式会社 八千代銀行 1, 5 0 0 人

(3) 事業再編に充てる予定の従業員数【平成 29 年 3 月末計画】

株式会社 東京 T Y フィナンシャルグループ 1 1 8 人
株式会社 東京都民銀行 1, 4 0 4 人
株式会社 八千代銀行 1, 5 0 0 人

(4) (3)中、新規採用される従業員数

株式会社 東京 T Y フィナンシャルグループ 0 人
株式会社 東京都民銀行 2 5 7 人
株式会社 八千代銀行 2 0 7 人

(5) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

平成 26 年 10 月予定（持株会社設立時） 出向 1 1 8 人（解雇予定なし）
株式会社 東京都民銀行 出向 6 1 人
株式会社 八千代銀行 出向 5 7 人

7. 事業再編に係る競争に関する事項

東京都民銀行及び八千代銀行が、共同株式移転による持株会社設立により経営統合を行っても、統合会社の営む事業の属する事業分野において、適正な競争は確保される。

なお、本事業再編計画は公正取引委員会へ協議を行っており、本事業再編計画に含まれる経営統合計画は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上の問題がない旨の回答を得ている。

別表

事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
<p>法第2条第11項 第1号の要件</p>	<p>○ 株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行は、共同株式移転により、持株会社である株式会社東京TYフィナンシャルグループを設立し、その傘下に入る。</p> <p>(1) 新設会社 名称：株式会社東京TYフィナンシャルグループ 住所：東京都新宿区新宿五丁目9番2号 代表者の氏名：代表取締役会長 酒井 勲 代表取締役社長 柿崎 昭裕 設立日：平成26年10月1日 資本金：200億円</p> <p>(2) 株式移転を行う会社 名称：株式会社東京都民銀行 住所：東京都港区六本木二丁目3番11号 代表者の氏名：取締役頭取 柿崎 昭裕 資本金：481億円</p> <p> 名称：株式会社八千代銀行 住所：東京都新宿区新宿五丁目9番2号 代表者の氏名：取締役頭取 酒井 勲 資本金：437億円</p> <p>(3) 株式移転比率 0.37（東京都民銀行）：1（八千代銀行）</p>	<p>租税特別措置法第80条第1項第1号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p>

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第11項 第2号の要件		
ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入による商品の販売又は役務の提供の効率化	<p>両行の強みやノウハウを共有し、統合によるブランド力や信用力の向上を活かし、ビジネスチャンスの確実な取り込みを図ることにより、グループの成長基盤を早期に確立することを旨とするとともに、近い将来到来する人口減少等の環境変化に対応し、持続的な成長を成し遂げるための事業基盤の構築を目指す。</p> <p>① 営業基盤の拡充</p> <p>相互に有する異なる強みや特色を両行で共有、現場力を向上し、共に成長していくことにより、新たな競争ステージの中で独自性を発揮することが可能となり、また、本部機能を共通化し、人員を効率化することにより、営業基盤の拡充に注力できる態勢を整備。</p> <p>単独行では為し得なかった営業基盤の拡充を実現。</p> <p>② 地域金融機能の拡充</p> <p>経営統合により、小規模企業から中小・中堅企業までの幅広い企業規模の事業者に対し、創業期から転換期までの各成長プロセスに合った高度な金融サービスを、スピード感をもって提供することが可能に。</p> <p>また、個人のお客さまに対しても、営業店、ローン拠点、インターネット等の様々な営業チャネルにおいてライフサイクルに対応した金融サービスを提供するとともに、専門性の高い人材を育成し、お客さま目線の提案型営業を実践することにより、中小企業経営者層、富裕層、リテール層等の幅広いお客さまのニーズに対応。</p> <p>地公体や商工会議所等の経済団体等との連携やCSR活動の共同実施等により、今まで以上に地域金融機能の拡充に向けた取組みを強化。</p> <p>③ 経営の効率化</p> <p>両行の本部機能や事務機能の共通化等の経営の効率化に取り組むとともに、経営資源を最適に配分することで、グループの経営基盤を強化し、持続的な成長を成し遂げることができる経営体制を構築。</p>	租税特別措置法第80条（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
	<p>(具体的な数値基準)</p> <p>平成 29 年 3 月期の「コア業務粗利益 1 円単位の経費」を平成 26 年 3 月期に比べて 5.3% (東京都民銀行及び八千代銀行合算ベース) 低減させる。</p>	